第11号議案

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年亀岡市条例 第25号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年12月2日提出

亀岡市長 桂川 孝 裕

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例 の一部を改正する条例

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年亀岡市条例 第25号)の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」の次に「・第17条」を加える。 第15条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。 (支給審査委員会の設置)

- 第16条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、亀岡市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「支給審査委員会」という。)を置く。
- 2 支給審査委員会の委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、必要の都度市長が任命する。

3 支給審査委員会は、委員7人以内で組織する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例 の一部を改正する条例案要綱

- 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議 するため、市長の附属機関として、亀岡市災害弔慰金等支給審査 委員会を設置すること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。